昭和三十九年十月～十一月

石城山神籠石第二次調査概要

無断転載

文化財保護委員会

目次

一、はしがき …… 1
二、南谷間の石垣壁と水門 …… 2
　付南水門東南地区 …… 11
三、西谷間の石垣壁と水門 …… 18
四、東谷間の石垣壁 …… 21
五、北二門跡（東南地区） …… 24
六、神護寺跡、その他の地区 …… 28
　1、神護寺跡 …… 〃
　2、小寺地区 …… 30
　3、東坊地区 …… 32
　4、概括 …… 33

七、園郭（土塁）……35
八、神籠石の築造に関する新知見……53
九、結　語……71
付　第二次調査参加者名……80

一、はしがき

石城山神籠石の発掘調査は、文化財保護委員会が山口県教育委員会、大和村教育委員会と共同して、昭和三十八年度から二年計画で実施された。

昭和三十九年度の調査は、昭和三十九年十月三十日（金）から十一月十九日（木）までの二十一日間行なわれたが、前回に引続き、土地所有者はじめ地元関係者の方方の絶大な協力をうけ、二年間にわたる調査を無事終了することができた。ここに改めて厚く感謝の意を表したい。

なお、以下の報告は、調査終了後各調査員から提出されたとりあえずの今回調査結果の概報である。

（文化財保護委員会　記念物課）

二、南谷間の石垣壁と水門

(1) 南谷間の石垣壁と水門

石城山諸山峰のうち南にそびえる三五六メートルの主峰大峯山の傾斜のつよい南側直下に、谷奥は急峻であさいが、広くて大きい規模の谷間がある。南にのびでた二つの支丘にさえられて谷間が大きな袋状のくぼみを呈しており、西支丘の間をぬって南に通じている。この谷間をさえる南にさしでた東西二つの支丘に扼されたもっともせまい場所に、東西の幅ほぼ一二メートルにわたって、三・四〇メートル高さの石垣壁が構築せられている。前面にある田圃の地面の堆積で裾部一・三〇メートルばかりが埋まっていた。したがって著しく低い石垣積に見えたが、発掘調査によって基底部と水門を見出し、その全貌を明らかにすることができた。この石垣壁はいくらかうしろに傾斜して積みかさねられ、北および東の両石垣壁の石積の状況と比べるとやゝ疎なるを思わせるふしがある。その石積

の上縁が不整であること、及びこの石垣壁の積石の一部と思われるものが南外側水田中にころんだものがあり、現状をもって本来の高さとなしうるかは直ちにきめがたい。ところがこの石垣壁の石積の東よりのところにツバキとサカキの二樹がならび生い立ったあたりからわずかに東上方にかけて、本来の石垣壁の東端上縁ではないかと思わせるものの見出されたこと、東および西から続く列石の、この石垣壁の東西両端に近いところでの列石下底のあり方とから考えて、この石垣壁石積の現在の上縁の高さが著しく損じているものと思われないことがさっせられる。これからしてこの石垣壁上縁までの高さは約三・四〇メートルをわずかに上まわる程度の高さが本来の姿であったと見てよく、この石垣壁面の上縁が基底部より一・二〇メートルばかり北に傾いていることは、傾斜のきわめて少なかった北および東西水門の石垣壁より著しく傾斜のつよいことがさっせられる。この石垣壁の西よりでは西に上向傾斜をもつ山姥小丘の基盤をなす自然岩盤を基礎に構築されている。従ってこの石垣壁の石積は西にゆくにしたがって腰が高く、積

石の高さは少くなっている。

次にこの石垣壁の上縁に高さ四・〇〇メートル近い急傾斜の覆土があり、この覆土の上縁に約四・〇〇メートルばかりの平坦地をのこして、新しい道路の南側斜面がせまっている。したがってこの石垣壁石積の後背部の構造についての調査はまったく不可能であった。しかしてこの石垣壁の上縁上に高さ四・〇〇メートルの覆土をもつことは、それのなかった北および東西水門石垣壁の構造と異なったものがあるという点に特別の関心がよせられる。

さてこの石垣壁に付随した主要な構造としての水門についてみると、この石垣壁の中央よりや、東よりに石垣壁下底より高さ八〇センチのところに大きい石を梁にして幅八〇センチの水門が設けられている。それは石垣壁面直下では砂利をしいているが、石垣壁前面より内側に二・五〇メートル以内では自然の岩盤を内奥に向かってかなり強く上向の傾斜をもつように加工して、それを基礎に八〇センチ幅をおいて両側に一段乃至二段積の側壁積を設け、巨大な板石を覆って、長

さ一一メートルの内溝を形づくっておる。この水門直下および内側二・五〇メートルばかりの間のほぼ平坦で砂利をしいた範囲内において土師器ならびに須恵器破片若干を拾得した。この内溝の上部の石垣壁の背後のうらづめを石垣壁上縁までなし、更にその上に四・〇〇メートルの高さの盛土をなしている。この石垣壁の上部の四・〇〇メートル高さの覆土の上頂は平坦であるが、前述の如くその幅四・〇〇メートルをあますのみで、新しい道路の南側の強い傾斜面をうけているために、石垣壁背後のうらづめ及び水の取入れ口の構造ならびに石垣壁上の覆土の性質を発掘によってたしかめることができなかった。が東西よりせまる列石とのありかたによって或程度の推察を可能にするものがあったことについて次にのべよう。

その前にこの水門では石垣壁前方につづいて、それぞれの長さを異にする長四角の石を両側に各々四個ずつを、水門近くで八〇センテ・南端で五〇センテの幅に並べ立て全長三・五〇メートルに及ぶ導水路を設けている。ことを付け加えて

おく。この導水路の施設は、北および東水門の両石垣壁のいずれの水門でもみなかった構造として注意を惹く。

(2) 南谷間の石垣壁と列石との関係

前述の如き水門をもつ南谷間の石垣壁の東西両端と、列石とのつらなりについて見るに、西側の舌状の山姥小丘を迂回することなく、東に傾く急な傾斜にそって直角にこの小丘をよこぎる形に配列された列石と、東側の平坦な上面をなす丘の肩を通った列石とが、直接この南谷間の石垣壁につづかない。それはほゞ東西の方向をとるこの石垣壁の方向に対して西側の列石は　　度、東側のそれでは一二〇度の角度をもってせまるが、この石垣壁の東および西の両端で、石垣壁上縁の高さと等しい位置に列石基底をもって、石垣壁上縁前面から二・三〇メートル内奥よりにさしせまったところで、急に列石列の方向を転じて石垣壁面と同じ方向をとる。石垣壁後背の調査はできなかったとはいえ、この南谷間の石垣壁の上縁の高さで、二・三〇メートル後方に石垣壁面と平行して東西両列石がつらな

った列石が存在することが推考できる。石垣壁と列石のつらなり方のこのような状況は、北および東西水門石垣壁壁面の延長として列石がつらなっていること、異なる特殊な構造として注意にのぼる。この石垣壁上縁の高さで、石垣壁面より二・三〇メートル後方に並行に列石列が存在することは、列石を根がため石として列石前面に若干の被覆してつよい傾斜をもつ土塁が構造されていたと考えられる本石城山神籬石の他の部分における列石調査の成果をかりると、この南谷間の石垣壁の上頂に二・三〇センチメートルから列石前面の若干の被覆の厚みを差し引いたいくらかの足場をのこして、更に列石を基礎とした土塁が重ねて構造せられていたという特殊な施設のあったことを推しうることができた。それはこの南谷間の石垣壁の上縁につづいて強い傾斜をもった四・〇〇メートルの覆土が現存すること、並びに石垣壁面と列石列の間隔が三・二〇メートルという、列石前面をいくらか被覆する土塁の覆土を可能にする距離を保っている列石のあり方が推考せられたことによってうらづけられる。他の水門を伴う石垣壁に見なかったこの二重構造

は石垣壁の石積のつみ方が整斉とにはかけ、やゝ疎に見えたとはいえ、かゝる土塁を石垣壁上に重ねてつくるためには、より大きな石を用いて施工するという用意のほどがうかがわれる。かつ、こうした土塁の重量をうけるためには他の石垣壁で見られなかったところの、高さ三・四〇メートル余に対して一・二〇メートルの壁面に強い内傾斜をもつということの用意もまたうなずくことができるのである。更には水門前面の導水路の石組の構造もまたこの南谷間の石垣壁の重要さと相応ずるものであるといってよい。この石垣壁とそれに付随した構造が他の石垣壁に見られなかったような、他と異なったいくつかの特殊性が相応じ、有機的に関連しあっていることが理解できる。

(3) 南谷間の石垣壁と石城山神籠石

他の谷間に於ける石垣壁ならびにそれに付随した構造施設の用意と著しく異なったこの南谷間に於ける石垣壁とそれに付随した構造の特殊性は、この石城山神籠石の性格を如実に物語っているものといってよい。石城山神籠石がそのつくら

れた時代の対外関係の緊迫した時点と、瀬戸内海のかくの如き重要な場所を占める地点との重要性を具備しているといえる。

石城山神籠石は瀬戸内海を眼下に一望し、遠く北九州を望見しうる高臼ヶ岳、大峯、星ヶ岳、月ヶ岳のいずれも三五〇メートルをこえる巨峯がわずかの範囲に集った地域をつつんでいる。この巨峯群のなす山塊の強い傾斜面につくられたこの列石は、二年次にわたる調査によって高さ約三メートル数十センチ、上頂の幅四・六五メートル以上、基底幅八・九〇メートルばかりの大いさの土塁の基礎をなしたものと認められたところからすると、この緩急の傾斜面に列石のあるところ、築土の土塁が存在していたものと考えて間違いない。すなわちこの列石を基礎として大きな土塁がこの山塊の上頂近くを一かたまりに大きくとりまいて強固にかためている。かつこの時点に立ち、この地点につくられた石城山神籠石のもっとも緊要なことは、瀬戸内海の水路を扼することであろう。周囲四キロメートルに及ぶこの石城山神籠石の正面は瀬戸内海に面する南側により重点がおか

れたことを思わないではない。瀬戸内海に面した南側にあたるこの谷間の水門とその石垣壁の構造の特別の周到な用意が必要であったことというまでもない。列石列を覆った土塁の大土木工事が、この南谷間の石垣壁の西側にさしでる山姥小丘の丘麓を迂回して構築する容易な作業を行なったと仮定して考えるなら、東側に谷間をはさんで並行して突出する丘陵の端にさえぎられて、瀬戸内海側よりの望見がさまたげられる。したがって山姥丘陵背に通ずる急傾斜の、きわめて困難な土木工事をあえて行なっており、しかも加うるに水門とその石垣壁だけでは尚外観は低く、その所在の存否がのぞみがたい考慮から、更にこの石垣壁上頂に列石を基礎とした高さ四・〇〇メートル（現存）以上の土塁が重ねて構築されるという。他の場所に見なかった施工をもあえて行なっている。更に東側の上面平坦な舌状丘の肩に列石をならべ、それは東につづく土塁であって、舌状端よりはるかに高くつくられているのである。西側山姥小丘よりも更に西側の急傾斜面での試掘からしてうかがえたところによると、この南谷間の石垣壁を中心とする土塁

の構築が著しく強固な築土の施工が認められたことは、北水門ならびに省石近くにおける土塁の構築と著しく対照的でさえある。

要するに南水門とその石垣壁を中心としたこの石城山神籠石の南側の構造のとくに周到な用意は瀬戸内海に面する側における特別の施行であって、それは又瀬戸内海側よりの望見を考慮した外観にも重点をおいていることがさっせられる。それはこの築城が単なる防備のためとしてだけでなく、外敵に対する威容の誇示でもあったということも考えさせ、この山城のもつ性格の一端が、この南谷間の石垣壁のありかたから憶測される。

（三木文雄・村井嵓雄）

付　南水門東南地区

南水門東方に、南に突出する舌状台地があり、上面は平地をなしている。この地

はもと山本家があった所であるが、いま南端は同家の墓地があり、他は田畑となっている。

この畑地の部分に、南北一七・七メートル、幅二メートルのトレンチを穿って、探査を試みた。

その結果表土は約一五センチ内外の黒色耕土で、直ちに花崗岩の風化した茶褐色の基盤に達した。この基盤は一部掘り下げた所一メートル程同じ状態であることが確認された。

この基盤上の一部に、長径五五センチ、短径四五センチ、深さ一八センチの楕円形のピットが発見され、附近を拡張したが、これに対応するピットは見出し得なかった。このピットの他には何ら遺構らしきものを検出し得なかったので、この地区の調査は二日間で一応打ち切った。

（三宅敏之）

三、西谷間の石垣壁と水門（第二図）

ここにいう西谷間の石垣壁と水門は、北水門の南側に尾根一つをへだて、西北にひらいた谷間に存在し、そこは日ヶ岳（三五〇・五メートル）の北に開析された巾のせまい比較的小規模な谷間であるが、その傾斜がいちじるしいという特徴がある。西谷間の石垣壁が三段からなることは、すでに当初からしられていたが、発掘調査によって、埋没していた両翼部まであきらかにした結果、その規模の意外に大きいことがあきらかにされた。

石垣壁の上段は、全長三二メートル、高さ一・六メートルであるが、その上端部が水平でなく、かなりの出入があるので、その高さが当初のものでないとおもわれる。露出していた上段の大部分は、石垣壁上面あたりの崩壊がいちじるしいが、埋没していた北端の約六メートルの部分は、比較的その保存がよい。上段の中央部では、長さ一・五メートル以上におよぶ大きな石が使用されている。中段は、もっと

も大規模で、長さ三一・九メートル、中央部の高さ三・四メートルで、上端部が水平でなく、すでに転落した石がかなり予想され、したがって高さは三・五メートル前後におよんだものと推測される。下端部は両翼部から谷奥の傾斜にそって、あさいカーブをなしながら中央部につらなっており、両翼の傾斜のいちじるしい六メートル前後が、地山に接し、その他の部分は、下段の背後のつめ石の上にのっている。

下段は、長さ二五・一メートル、中央部の高さ三・八メートルで、中央部の上半に大きな崩壊がみとめられるが、その他の部分の保存はよい。下段は、谷の底にあたるところから、その巾がせまくなっているが、高さは下段がもっともたかく、ついで中段、上段におよび、総計八・八メートルにたっし、当初はさらに高いものと考えられる。下段と中段の上面は、前者で三・五メートル、後者で二・七メートルの平坦面があり、現状では厚さ一〇～三〇センチの表土におおわれているが、当初は石垣壁の背後のつめ石の露出した平坦面となっていたものと推測され、三段の石垣壁はそれぞれ独立したものではない。この平坦面の巾と、中・下段の傾斜からし

て、石垣壁の上段の上面は、下段の基底部から約九、一メートル谷の奥に位置することになる。上段の背後は、長さ三二メートル、奥行二〇メートルの三角形状の平坦面をなしているが、その奥はいずれもかなりの傾斜をなして山頂部にむかっている。平坦面は、厚さ一〇～三〇センチの表土の下に、一〇センチ前後の礫と四～五〇センチ前後の割石が、奥行一二メートルの範囲まで分布しており、石垣壁の背後に広範な礫の集積のあることがたしかめられたが、今回の調査では、これらの部分に存在するとおもわれる集水口および水路の一部まで、あきらかにすることができなかった。水門と推定されるものは、下段の石垣壁の中央より三メートル南寄りの位置にあって、基底から五〇センチ高い二段目の石を底にし、巾六〇センチ、高さ八〇センチの不整形をなしており、内部も水路にあたる部分は天井石が転落崩壊している。

石垣壁の築成にあたっては、各段とも両翼に四〇センチ前後の比較的こまかな石が使用されており、中央部では五〇センチから一メートル以上におよぶ大形のもの

が使用され、いずれも長方形の石の小口を表にしてつまれているので、見かけよりさらに大きな石であるが、他の水門にくらべてやや乱雑なつみ方であり、そのためもあってか、すでに崩壊した部分や石がせり出しぎみになっている個所も多い。石材は、細粒花崗岩を中心とし、それは西谷向の南側にひろく露出しているので、比較的容易に採取できたものとおもわれる。石垣壁の石のなかには、表面が変色したり、剝離して、あきらかに火にかかったものが混入している。石材の採取に関連して、注目しておきたい。

石積みの基礎については、上段の北側および中段と下段の両側部では、地山をけずりその上を黄褐色粘土でかためており、これらの粘土は、各石垣壁の前面一〇～五〇センチにおよぶ範囲までみとめられた。しかも石垣壁の基段は、二〇～三〇センチの高さまで粘土でおおわれた部分もあったので、基段の石は粘土でかためられて

露出していなかった可能性がある。上段の南側の部分は、石垣壁の下に、土塁にみられる版築の手法に共通した、土の互層が深さ一・五メートルにもおよんでみとめられた。この部分では、谷向の傾斜をゆるやかにするため、地山の上に土をたたきかためて石垣壁の基礎を、とくに構築したものと考えられる。

石垣壁と列石――土塁との関係については、北側の部分では、列石は現在の石垣壁の上面から、一・五メートルの高さにあって、傾斜しながら石垣壁にむかっているのであるが、約三メートルの空白の部分があって、直接連続した状態では確認することができなかった。石垣壁上段の北側端部付近は、埋土をとりのぞいてあきらかにしたもので、この部分に列石が接していないことだけはたしかであるが、上段の石垣壁の上をめぐっていたかどうかの手がかりは、つかめなかった。石垣壁の南の部分では、列石――土塁の位置とその走向まであきらかでなく、すでに付近に岩

盤が露出しているので、列石ー土塁が存在しなかったか、すでに崩壊してしまったものかと推測され、石垣壁との関係は、まったくあきらかにすることができなかった。

以上のように、西谷南の石垣壁と水門は、北谷南の石垣壁と水門に比較的近接しており、その位置からすれば、西北の谷南の石垣壁と水門とでもよぶべき個所にあり、谷間のせまい割合には、その傾斜のいちじるしいところに、自然的特色がみられる。また、三段の石垣壁からなり、しかもその水門が下段の下から二段目にあるということも、他の水門にたいして、特異な構造といえよう。このような西谷南の石垣壁と水門の構築にあたっての特色は、西谷南の自然的条件に対応したものであろうことが、まず考えられる。そのため、西谷南の石垣壁には、一〇メートル前後

におよぶ高さが、要求されたものと推測される。

ここでは、それを一段の石垣壁によらず、三段にわけることによって、その高さの問題が処理されている。水門の位置についても、最下段にきずくばあいにたいして、水路の傾斜をゆるめ、石垣壁におよぼす影響が、配慮されてのこともあろうとおもわれる。しかし、西水門のばあいは、このような配慮にもかかわらず、現在崩壊しているということから、高い石垣壁とそれに設けられた水路、水門の構造上の困難さを、はからずも露呈しているようである。石垣壁が列石――土塁などとともに、一連の防禦的構築施設として要請されるばあいには、三段にわけられた石垣壁よりは、一段の高い石垣壁が、より防禦的機能をはたすと考えられる。しかし、西谷向においては、現実に三段にわけられており、このことは、当時の石垣壁を築造するばあいの高さの面での、技術的限界の向題をもふくんでいるのではないかと考

えられる。これは、さらに谷間の石垣壁と水門の構築にあたって、各谷間の状況に即した特色が、つよくうかがわれるなかにも、すくなからずふくまれているのであろう。

（潮見浩、藤田等）

四、東谷南の石垣壁

東水門東側石壘は、昨年度調査した　石壘の東側にL字状をなして接続する部分である。この東側石壘は崩壊部分が多く、今年度調査を実施したところと、昨年度調査したところとの間は昭和二十年の台風によって殆んど崩壊し、その形をとどめていない。

今回調査の個所は比較的原形をよく残しているところではあるが、それでも岩盤を利用してその上に石積を行なっている西側の方は、岩盤の風化によって上部の石が転落し、或いはせり出して大部分乱れている、調査した部分で最も興味のあるところは、その東端で岩盤と岩盤との間に石積を行なっている部分である。

即ち石積と接する岩盤を、石が積み易く、密接するようにほぼ一直線に削り取って幅三、二～三、五メートルとし、地山もやや掘り下げ、最下段に大石四個を据え、その上に逐次石を積み上げて行く。その築積方法は上部の石を各下部の石より五～六、センチ引いてあるため勾配は大きくなり、この東水門正面とはやや異なってい

ると言えよう。また最下段の石を据えつけるに当たっては、その前を青色粘土に礫を混入してよく突き固め、非常に堅固に地固めを施してあるので、築造当初は恐らく弱い構造部分であったと推定されるが、現在では最も原形をよく保っている。この部分は地山を掘り取って石積を施してある関係上、高さが最も高くなり現在約五。八メートルを算する。

これに接続する西側は、前記の岩盤上に石が積まれている。従って乱れをみせ、高さも次第に低くなり、北東へやや下がりながら走行する列石線に連なって行くと思われるが、接続部分が山道によって切断されているため、接続状態は明らかでない。

石墨の上縁を形成する石は、その下部の石が転落していても、土中にくいこんでいるため落下せず、多少の凹凸をみせながらもほぼ一線をなして残存している。この上部には若干平坦部分が認められ、その状態は人科の部分の土墨の状態と類似しているので、恐らく石墨上に低い土墨が設けられていたのではないかと推察される。

この観察は北水門上の低い土塁の存在によっても支えられるであろう。

以上のように、東水門においても全体の平面形は北水門と同じくし字形をなし、しかもやや大きいことが明らかになった。

（亀井正道）

五、第二門跡（第三図）

本地域は石城山頂から東に向かって開いた谷間をいう。石城山神籠石では、このような谷間に水門、門跡などの特殊な遺構のあることが確かめられているので、この谷間にも何らかの特殊な遺構の存在が従来から推定されていた。

今回の調査は台風による崩壊部、あるいは田の溝など地表上に露呈していた列石をもととしておおよその列石線を推定し、四カ所のトレンチを設定して、これら列石の走向を確かめることから始めた。

まず、Ⅰトレンチでは、列石およびそれを覆う土塁の残存部の極めて良好な遺存状況を発見した。この列石はほぼ南北に走り、南へいくに従って低くなる。このトレンチでは土塁が列石の外へ四〇センチほど張り出している。

Ⅱトレンチにおいて、これを更に追求することとしたが、地表下一・五メートルに至るも列石を発見できず、また湧水水甚だしいため、これを南に二メートル、北に一メートルほど拡張した。

Ⅲトレンチでは南東から北西に向けて並んだ列石を発見したが、この列石も谷側の方に向かって漸次低くなっている。

Ⅳトレンチを更に延長した部分で、三段積の四角な切石を発見した。これは列石の袖石で、表面の一部が敲打調整されており、また一隅が直角に切り込まれていた。上段と中段の石はほぼ同様な切り込みがあるが下段のものには切り込みが認められない。袖石の南側には同じく花崗岩の四角な切石を三段に重ね、その南側から列石が始まり、Ⅲトレンチで発見された列石に連らなるものと思われる。

これらの石はかたい茶褐色砂質土に覆われているので、すべて土壘に包まれていたものと考えられる。ただ袖石のみは土壘末端部に位置し、表面の調整されている部分は土壘の外に表われていたとも思われる。

袖石の西側には土壘の残存部と考えられる青色粘土質砂層が堆積しているが、この堆積は、南方に張り出すことなく、袖石の背後において途切れ、急激に落ち込んでいる。そして土壘の末端は水田の耕土の下に、西方に向かってほぼ直線をなして

残存している。すなわち、南水門から連らなつて来た土塁は、この地点で途切れている。

次いでエトレンチとⅡトレンチとの中間を西に拡張して、この部分で土塁残存部の上面を追求したが、この地点では土塁は水田の耕土直下に残存し、Ⅰトレンチで北から南に向かって走っていた土塁末端線は漸次西に曲がってほぼ東西に走っているが、土塁の末端は急な傾斜をもって落ち込んでいた。

この土塁末端の東南のかどにあたる部分を掘りさげたところ、そこに一・三メートル×ロ・八メートル、高さ一・一八メートルの石英斑岩の巨大な切石が、小石を間隙にかませながら、岩盤の上にすえられていることが判明した。それは南側に現れた三段の石積と一二・五メートルはなれて相対しており、レベルで計測した結果その下部は南側石積みよりも八センチほど深い位置にあり、当初から計画的に配置されたものと考えられた。南側と同様、列石はこの切石に接続してはじまり、前述したオ一トレンチの列石に連なり、さらに東水門に達するものである。土塁の末端

線は、この切石の奥側からはじまり、西側にのびるのである。

上述の結果この地区が、石城山神籠石の東側にひらく出入口であったと考えて差し支えなかろう。しかし相互の間の距離はかなり広いので、かりに此の地点に門の存在を考えた場合は、その間に何らかの遺構が存在するかどうかについて、さらに発掘をすすめて確認すべきではあったが、今回はこれを実行することはできなかった。

なお、これらの遺構の西側、一段高い水田に内連する何らかの遺構がないかどうか、トレンチを設けてたしかめたところ、南側において東西にのびる低い石積みが発見された。しかし、築成の状況や、出土した土師質の土器からも、これは神籠石の築造時代までさかのぼるものではなかろうと考えられた。

（三宅敏之・木下忠・田村晃一）

六、神護寺跡、その他の地区

石城山神籠石の調査にあたりその域内の関連居住跡その他の探査を行なった。発掘した場所は、神護寺跡、小寺、東坊の岡本氏畑地の三ヶ所それに神籠石オ二地区の突出部である。

ノ、神護寺跡

この地は石城神社の神宮寺のあったところで神社の西に在り、寺は幕末には才二奇兵隊の本営となり、更に明治初年の廃仏棄釈の時に廃棄され、寺は一旦、岩田の歓念寺に移り、ついで大野村の旧聖蓮寺に引継いだ。これが現在の大野の神護寺である。

さてこの神護寺跡の発掘は中央部にほぼ、南北に一本、トレンチを掘り、これに交叉するよう、東西に一本、別に東北の隅と西南部の小高くなっている所、即ち、かって神護寺の倉庫のあったところ、それに東側の崖になっているところ、

これらの地点にそれぞれトレンチを掘った。

その結果出土遺物としてはいずれも近世の瓦器が中心で、東側の崖下からは最近世の瓦の破片とこれまた最近世の瓦器の出土のみであった。又、東西、及び南北に掘ったトレンチが交叉する地点から石畳が出たが（調査日誌、神護寺跡の略図A地点）この石畳に付随して出土したのは前記の瓦器であった。これらからこの石畳は近世の神護寺関係のものと考えられる。更に石畳の所々には赤土粘土で固め、焼けたあとがみられる。或は　ごま壇のあったところではないかとも考えられる。又この地点から西の神龍石の土塁のある近くに（前記日誌のD点）赤土粘土で固めた大きな楕状の窯跡らしいものを発見した。これはかなり大きいもので、その中、一面は焼土である。これについて廃仏棄釈の時、寺の建物を壊し炭を焼いたという伝えがある。その窯跡らしく考えられる。

そして我々が期待した古い土器、即ち、須恵器とか古い土師器とか布目瓦等は一向にみることはできず、只、中世の土師器が僅かに数片、入口付近（日誌のC

ーBトレンチのB付近）から出土したに過ぎない。又、礎石は全然なく、ぐり石の如きも見つからず、土壇のあともみることはできなかった。

ここで石城一山の盛衰について記録をひもといてみると、鎌倉時代の建長、嘉暦の頃から漸次衰えたが大内時代に至って大内氏の保護があり、再び盛んとなったが弘治年中一山残らず焼失したとある（風土注進案、熊毛宰判、塩田村の条）そして毛利時代には又その保護を受け、廃仏棄釈にあたっては徹底的に廃棄され明治以後は、寺跡を畑にしたり、又、杉を植林したりしてあとかたもなく破壊されたものと思われる。

又、小寺地区発掘調査

この地域は石城神社々殿の南にあたり、仁王門より北ノ水門に至る小径のすぐ西に在る突出した丘陵で尖端は二段階になっている。

ここは小寺と呼ばれ、畑地となっているが、元　神護寺の隠居所であったと伝

えられる。

この地域では別項調査日誌の略図の如く突出部の中央部にD－E、縁(ふち)に沿うてBのトレンチと突出基部に沿うてA、先端の方にCの突出丘陵を横断した二条のトレンチを掘り第二段にはFトレンチを掘った。

その結果はAトレンチのa、a'点、Cトレンチのa、a'点、Eトレンチからそれぞれ中世の土師器の器底や破片が多数出土した。又、Cトレンチのa'点から二枚、Eトレンチから三枚計五枚の銭が出土した。Eトレンチからの三枚は天元通宝、或は天通元宝と読まれ、Cトレンチ二枚も同様のものらしく思われる。さてこの銭についてはまだよくわからず、今後の研究にまちたい。

礎石、土壇等建物関係の遺構はみることはできず、且つ期待した須恵器も発見できなかった。ただ、この地区の北の水門方面に通ずる小路の路上で末期の須恵器の小破片一個を採集したことは注目を要する。

3. 東坊岡本氏所有畑地

旧東坊のあった岡本氏宅の上にある畑地でこの下には神籠石東南部出入口があり、この畑地からみると遙か東南には柳井市や大島郡一帯の島や海をみることができ、その景観はまことに素晴らしい。畑地もかなり広い所で掘ったトレンチも中央部において東西四四メートルのCトレンチ一本、南北にABトレンチの二七、四メートルとDトレンチの一八・五メートルの二本を掘った。ここも他の地区即ち、小寺、大和神社々域、高日岳の妙見社々域等（大和神社々域。高日岳妙見社々域は、これをひらく時多数の中世の土師器及び少破片が出土した）全様に中世の土師器の破片が多数出土した。出土量の多かったのはA、B、トレンチ及びCトレンチのE、H等、東部寄りの地域からで、この地域から土師器のみならず須恵器の破片や、布目瓦、金属器具等も出土した。ここも畑地となっているし、又かつては梨の木を多数植えたこともあった由で、為にすっかり撹乱され、礎石や、ぐり石は取り除かれ、所々に石をあつめてぶち込んである有様で勿論、土

壇等もみることはできない状態である。

出土の須恵器の破片や布目瓦等は平安末から鎌倉初期頃のものと思われ、土師器も中世のものと考えられる。これらからみるとこの地域には少なくとも平安末以降、寺院関係の建物があったことが察せられ、且瓦葺もあったこと、又、土師器の出土量の多いこと等から、中世相当栄えたことが推察される。

4. 概括

以上別記の神護寺跡、小寺畑地、東坊の岡本氏畑地等の調査からは遺憾ながら予期の結果は得られなかった。只、小寺地区の北水門への小路路上から拾得した須恵器の小破片はいくらかの希望を持たせたが、これだけでは目下の処、如何ともし難い。只、本調査で得た結果としては、石城神社を中心とした信仰と、それに伴い所謂神仏習合の山嶽仏教が盛んであったと考えられる。特に高日岳、大和神社々域、東坊の岡本氏の畑地等の地域一帯が、その中心を為していたのではな

かろうね。（佐伯敬紀）

七、圍郭（土塁）

一、調査の目的

筆者らは昭和三八年度の調査において、石城山の、いわゆる神籠石と呼ぶ遺跡が巨大な土塁で囲まれた古代の山城跡であることを立証し、その構造の一部を明らかにすることができた。三九年度は昨年度の知見を再検討すると共に、未調査の土塁線を調査して、石城山の古代山城のもつ囲郭の諸問題を究明するという任務が与えられた。すなわち具体的には、(イ)土塁の構築方法と構造及び形態、(ロ)土塁と石垣壁との関係、(ハ)囲郭の総延長、(ニ)囲郭の築造年代などについて、これらを解明するに足る実証的な資料を捉えることであった。

今一つは、山麓地帯に遺存する諸遺跡の分布や立地と、その所属年代や遺構の性格を明らかにし、日常の居住地との関連において、古代山城の造営や、その防衛活動を考察する上に必要な基礎資料を蒐集することである。

2　調査経過の概略

調査は、まずはじめに、列石の未掘線から土塁の版築や列石を検出することに努め、その輪郭を捉えることができた。このとき、鶴ケ岳の西北方から西南方にかけて新たに土塁を発見し、その延長を加えることができた。

土塁の未発見線は、延長方向に向かって大体50メートル間隔（重要な箇所は5メートルから10メートル間隔）に直角にトレンチを掘って版築や列石を確認しながら前進した。この作業に従居あるいは並行して、選定した主要な10地点の土塁の平面と断面の状態を調べたが、調査期間の都合と遺構の状態を考慮して、そのうちオ1、オ2、オ3、オ4、オ7、オ9の6地点を精査し、それぞれ実測を行なった。また、上の方法で明らかにした土塁線の総延長を実測し、併せて囲郭の分布図を作製した。

3．結果の大要

次に、今次の調査で明らかにした新知見と、新たな問題点を摘記し、若干説明しておくことにする。

(1) 城塁の構築方法と構造および形態、石城山にあるいわゆる神籠石遺跡は、土塁で囲繞した古代山城の廃墟である。

城塁をなす囲郭の大部分は、土塁を補強するための土留施設に、列石と木杭を用いた版築工法による土塁からなり、谷水が流れる山腹の谷底部には、土塁の基礎として排水口を備えた石垣壁が築かれたと思われる。

現在までに確めることができた範囲で言える土塁の構築の順序は、次のとおりである。(第四図参照)

まず山腹の斜面を掘り取って平坦にし、40～50センチばかりの厚さに基礎としての版築をつくるのであるが、南水門の西辺のような特に急な斜面では、高さ3メートル余り粘土を積み上げて敲き固め、基礎に当たる平坦面をつくっ

てある。

次に、基礎の版築の上に列石を組み、その前方に径60センチ内外深さ40～50センチの掘形を掘り、その中に丸太の杭を列石に併行するように建て、掘形の内部に土を入れて搗き固める。ついで列石の背後はもちろん、その前面も6メートルの部分に、列石の中程か頂上辺まで版築を築き、さらにその上方は杭の前面10～30センチのところまで、杭の傾斜に並行して杭の上端まで特に硬く搗き締めた版築がつくられている。この工程までは版築の縞の厚さが薄く、特に強く搗き固めた、いわば土塁の基礎構造部に相当する。しかし回郭の北東から東をへて南面に至る土塁線では、杭の高さまでに止まらず、土塁のいわゆる天場（てんば）（頂上面）まで硬く敲き固めた版築からなっている。

このようにして土塁の芯部がつくられると、最後にその前面や上方に厚く土を盛って敲き締め、土塁の外形を整えている。オノ地点とオク地点では、列石の背後から杭の痕跡を検出したが、列石背後の杭穴については今後も引き続い

て検討しなければならない。

杭の全長の断面が明瞭な遺構は、オノ地点とオヌ地点および外9地点の3箇所で掘り出した。また列石の前面に点綴する杭列は、東水門の西方から人柵付近をへて沓石に到る間で数多く検出した。これらをみると、杭に使われた丸太の長さは60センチから150センチ内外で、その太さは15センチから16センチであったと思われる。また杭の下端は、遺構の状態から推して平たく、尖った杭を打ち込んだ形跡はない。おそらく鋸で切った丸太を掘形の中に落し込み、その周囲に土を入れて搗き締めたことを示している。

このような杭や柱の建て方は、縄文時代や弥生時代はもちろん、土師期の住居跡にみる柱穴の穿ち方とは全く違った方法で、石城山の山城ではより進歩した掘さく具が使われたことを物語っている。

土塁の内部に建てられた杭の機能は、列石と同様土塁の崩落を防ぐ土留施設とみてよいと思う。また列石や杭の傾斜は山側へ70°から80°内外の傾斜をもつも

のが多く、中には稀に60°や90°の傾きをもつ地点もある。杭と杭との間隔は125センチから150センチで130センチ内外のところが多い。この杭は、直接土留めの用をもなすが、本来の用途は、版築を行なう場合、土を安定させておくために、木の幹や梢が、石城山に多い眞竹で蛇籠状に組む支柱として建てられたのではないかと思われる。これらの施設の遺存物は、杭の残存物と思われるものが未ク地点に1つあるほかには全く遺っていない。しかし杭の両側に接して何物かを結びつけてあったらしいことが、版築で硬く敲き締められている部分であるにもかかわらず、杭の跡が軟らかくぼやけていることからも窺える。

版築工法による盛土の搗き締め方には、2種類あったことがわかる。その1つの方法は、列石の下や前方を固め、ついで杭の前面10～30センチまでの内側を特別硬く搗き固めた版築を杭の上端付近まで行ない、その次に、上の方法で搗き固めた版築の前面や上方に厚く土を盛って敲き締め、土塁の外形を整える方法である。他の1つは、硬く搗き固めた縞状の版築を土塁の上面近くまで

築き上げ、その前面から上方にかけて厚く土を盛って敲き固めながら仕上げる方法である。高く版築を築く後者の方法をとる場合は、土留施設とみられる杭を列石の背後に設けたらしく、オノ地点では短かい杭跡をノ箇、オク地点では杭の遺存物らしい長さ80センチ余りの真直ぐな木の残部とその穴を検出している。

土墨の断面に現われた精粗2様の状態は、場所によって可成り明瞭な差異がある。すなわち、A・硬く締まった薄い縞状の版築からなる厚い基礎的構造部と、この硬い基礎的構造を覆う外皮のような比較的軟かく締めてあるところと、B・薄くて硬い縞状の版築が少ないか全くなくて、軽く盛って軟らかく締めた場所とがみうけられる。前者、すなわち硬い版築が天場近くまで高く築いた土墨線は、人柵付近から東水門、東南地区の出入口を経て南水門に至る間に見うけられ、硬い版築の芯部が少ないか、軟らかい盛土からなり、なかには列石や杭を欠き、手を抜いたとしか思えない地区もある。前者は上記のように、海

に近いいわば防衛前面に当たると考えられる東南部に連なり、後者は防衛背面と想定できる北西側にあって、防禦上の緩急の度と土塁の版築の手のかけ具合との間に密接な相関関係がありそうである。なお、人柱に近い土塁の頂上部を総めくりしながら遺構の有無を調べたが、転石したらしい(その後移している)石が2個あったほかには何等の痕跡をも見出すことができなかった。

築城当時の人工施設で、往時の地形面を遺している箇所は極めて稀で、人柱の空壕や井々地点のいわゆる天場の新しい堆積層下に見られるにすぎない。

土塁の規模は、現存する遺構から推して高いところで6.5メートル内外、上面の幅も2.0メートルに近いものから数メートルのものまであるが、築城当時はもっと大きかったものと思われる。可成り強く風化をうけているので、土塁の前面の姿をそのまま遺している場所は今のところみつかっていない。このため確かなことは言えないが、列石や杭と同様70°から80°内外の傾斜をもっていたのではないかと思う。土塁は本来、山腹の斜面の傾斜よりもさらに強い傾斜をもた

せた、外敵の侵入を防ぐために造営された防禦上の施設なので、よじ登れない急な傾斜の斜面をもたせねばならない。

(乙)　土塁と石垣壁との関係　山腹の谷底部に構築された石垣壁は、谷を渡る土塁をのせる基礎施設としての機能をもち、水門は石垣壁で堰き止められた谷水の排水口である。筆者は昨年度の調査の知見から、今年度の調査を始めるまでは往時の石垣がそのまま遺った石塁であると考え、石城山の城塁は土塁と石塁とからできていると思っていた。ところが観察を進めるにつれて、石垣壁の上面にはもちろん、少なくとも前面の両袖には土塁に連った版築を貼り付けるように構築し、石垣壁が土塁の内部にかくされていたのではないかという疑問を起すような知見が相次いでみつかって、石垣壁の本来の姿が、土塁を基調とするものではなかったかと考えるようになってきた。次にこのことを示す二、三の事例をあげてみよう。

石垣壁が石段状に組まれ、外敵がよじ登り易くできており、角度を変えてみ

ると版築の土を載せ易い構造になっていることに気付くのである。また土壇の中に埋没する列石が面取石なのに対し、石垣壁には面を整えた石が比較的少なく、しかも甚だ粗雑に組んであって、いかにも囲郭の芯部が洗い出されたような状態を示している。

東水門の両袖に当たる長い石垣壁の前面には、明瞭な版築や敲き締めた盛土がのこっており、土壇との接合部の前面には杭穴もあって、土壇の延長が石垣壁にまで及んでいたことを示唆している。このような関係は、沓石東方の露岩その他列石と露岩が連続した部分でもみうけられる。

この場合問題は、水門付近の土壇の仕上げをどうしていたかという点である。水門の両側をラッパ状に開いて土壇を築いていたとしても、石垣の透き間からの浸透水や雨水で浸食されることも考えられるので、石垣壁の前面の版築の有無については、今迄の資料だけではにわかに決めることができない。いずれにしてもこの問題は、今後も引き続いて十分検討する必要がある。

現在、水門の石垣壁の上方に土塁があるのは南水門と北水門で、西水門には極く僅かに痕跡があるにすぎない。東水門は比較的石垣壁が高く、両袖の石垣壁や土塁との関係からみると、石垣壁の上の土塁の高さは南水門の土塁よりも低かったことが想像できる。また西水門は3段の石垣壁からなっているが、下の2段は土塁を渡すために高さを補う構築物として造られた構造と考えられ、最上段の低い石垣が防禦に直接関係のある土塁に結びついた構築物とみることができる。なお西水門の背後には広い平坦地があるが、これは黄檀坊の跡地でその周辺の山裾に一見土塁状の微地形が半円形に断続しているが、ここには全く版築を認めることができなかった。したがって西水門の土塁は、最上段の石垣の上に、両側から土塁の延長が連なった一際高い土塁になっていたことを想像することができる。

囲郭の出入口に当たる門跡付近の土塁の構造は、日数と人手の関係で今回十分に調べることができなかった。東南地区や沓石にある出入口には両側に列石

が連なっていて、両袖の袖石まで土塁が築かれていた疑いがある。ここに書石村近では、東袖石の前面まで東から連綴して来た杭文が存在し、門のすぐ両側まで土塁があったことを示唆している。

(3) 囲郭の総延長は約二五三三・五四メートルである。今回又回の実測を行ない才ノ回は二五五一・二メートル、才2回目は二五三三・五四メートルという数値を得、とりに調査以前の推定延長（二四町、二六一八・一六メートル）よりも短かいことがわかった。才又回目の実長が/回目よりも短かくなったのは、土塁線が明瞭になり、実測の邪魔になる樹林や竹林の伐採が進んで、テープを可成り正確に張ることができたためと思われる。なお上記又回の実測は原則として列石に沿って測ったのであるが、蛇行した屈曲部や埋没部の土塁線はやや短かく測られているので、厳密にいうと実際の延長は上記の実測値よりも幾分長いとみねばならない。

(4) 囲郭の平面形態と特殊施設の推定地区　山域を囲む土塁の配布の概形は昨年

以前と余り変わらないが、以前の推定線以外に新たに発見した部分が加わったので、平面形の東西方向が若干長くなった。今回の調査で発見した土塁線は、鶴ヶ岳の西北方から西南方に連なる部分と東水門の東方の2箇所で、これらの場所では推定線より外側に実際の土塁線が張り出している。

土塁の配布の平面形は不整の長方形か楕円形で、北西部が高く東南部に低く傾いており、その標高は約三二〇メートルから二八〇メートルである。走向は、大局的にみると水平的な地形の変化に従っているが、場所によって若干の上下があり、高度に場所差があるので必ずしも等高線に沿っているとはかぎらない。

次に、今回の調査で初めてみつかった特殊な構造の地区について述べておく。この特殊な構造をもつ場所というのは、望楼か見張所があったのではないかと推定される地形の箇所だけ、土塁を欠く場所で、現在、(イ)未井坊跡西北方の稜線にある小平坦面（オ2地点）、(ロ)山の家付近の小平坦面、(ハ)東南地区東方にある大壇の小平坦面（オ7地区付近）、(ニ)西水門と神護寺跡の中間

に当たる小平坦面の4箇所でみつけている。

これらは山腹の稜線にある山の肩とも言えるような小平坦地で、視野が三方に開け、特に展望に優れた場所である。特殊な構造をもつ場所というのは、この小さな平坦面の地形が土塁の裾と同じ高さで土塁線の前方に突き出し、しかも突出部へ行く通路に当たる約十メートル内外の部分に列石や版築がなく、この部分だけにもともと土塁を設けていなかった形跡がある場所のことである。

これに加えて、南木門の西にある山の家地区では、現在の山の家の建物の床下に当たる箇所に古い盛土が遺っていて、かつてこの場所に望楼か見張所のような施設があったことを示唆している。また、このような、展望を生命とする今の山の家が偶然同じ場所に設けられていることも、往時の施設がもっていた機能を想像する上の手掛りになる。このほか、赤井坊跡の西北方に当たる突出点の小平坦面では、山口県農協のホテル建設予定地になっており、ここには盛土の遺存物はなかったが、低く壇状に加工した微地形が遺っていて、古く何等

かの施設があったことを示している。

東南地区の東には通称大窟と呼ばれる土地があって、現在畑地がある東北端の下方に、元畑地になっていた約三五六、四平方メートル（三畝一八歩）ほかりの狭い平坦面が突き出ている。ここでも小平坦面の基部には列石や版築を欠き、初めから土塁を設けていなかったように見受けられた。

西水門から神護寺跡に至る月ケ岳の北西斜面にも、稜線に狭くて平らな突出部があって、ここでも基部には列石や版築が見当たらない。以上の々つの特殊な場所を山城の囲郭全体の平面形からみると、いずれも展望に恵まれ、望楼や見張所を設けるのに最もふさわしい位置と地形を占めていることに気付くのである。このようにこれらは、人柄の空濠とともに、土塁線の外側に設けられた防禦上の特殊な施設とみることができるのであるが、今回は、望楼への出入口当たると推定される土塁を欠いた部分の細かな構造を調査することができなかった。

(5) 土塁の構築年代　今次の調査に際しては、石城山の囲郭の築造年代を明らかにするという見地から、土塁や石垣壁の形態と構造の観察はもちろん、土塁の版築に含まれた文化遺物の検出には特に注意を払ってきた。以下、今回筆者らが知ることができた二、三の事実を挙げておこう。

微細な木炭屑とともに、版築の内部に含まれていた土師器の多くは祭祀土器で、版築の処女層から確かに土師器を検出した場所はオノ地点とオタ地点である。オノ地点では花崗岩の軟岩からなる基盤岩に近い下部の版築に包含され、列石背後の杭穴の中にも含まれていた。

オタ地点では、土塁上部の平坦面にある往時の地表面下の版築の中に糸切文のあるノ箇の祭祀土器が含まれていて、これらが土塁の構築当時に混入したことを示していた。

これらの祭祀土器は、従来の編年からみて余りにも時代が降る感があったので、土塁築造後に二次的に堆積したものではないかという疑問を抱いていた。

したがって二の点には特に注意しながら検討を重ねたのであるが、吟味するほど、築造当時のものであるという事実が動かし難いものになってきた。

なお今回の調査で、上記2地点のほかに、オ3地点西方のトレンチ2箇所でも、土墨のいわゆる天場に当たる上面の畑の底約一・五メートルの深さから、日常容器の土師器の破片（一見弥生式土器と区別し難いほどのもの）や須恵器の破片各一箇が、祭祀土器の小破片と同じ方から（土墨上面の版築と考えられるが、詳細を明らかにする余裕がなかった）出土した。

昨年度も、オノトレンチやオメトレンチ（これらは今年のオノ、オメ地点とは異なる昨年の称呼である）の版築の中から祭祀土器を検出していたのであったが、予想していた土墨築造の年代と土器が示唆する年代に隔たりがあり過ぎると考えられたので、疑問符を付けて決定を留保していた。しかし今回、これらも上記のような事実が明らかになったため、土墨築造時のものとみることが可能になってきたのである。

このほか、石垣壁や列石の加工技術が古墳時代の後期に属していることは言うまでもないが、進歩した掘さく具を用いた杭穴の掘さく方法は、住居跡等にみる柱穴の掘り方と比較して古墳時代の後期も後半に当たることを示す一つの根拠になるのではないだろうか。

このようにみてくると、詳細な点に疑問が残るが、従来考えられていた推定年代よりも、神籠石遺跡と呼ばれていた囲郭の造営年代が降ることになり、いわゆる古代山城と近接した時代か、あるいは同一年代とみるべき公算すら考えられるようになったのである。しかし実年代はもちろん、詳細な相対年代については、他の神籠石遺跡や古代山城との比較が必要なので、この問題は今後の研究にまたねばならない。

（小野忠熙・平野和男・岡村俊介）

八、神籠石の築造に関する新知見

一、はしがき

昭和三十八年と三十九年の二ヶ年にわたる、文省省文化財保護委員会が行なった山口県石城山神籠石遺跡の発掘調査は、明治時代以来の論争に終止符を打った極めて意義深い調査であった。土塁を担当した筆者等の分野でも、見るべき二三の収穫をあげることができた。すなわち、いわゆる神籠石遺跡が山城論者が言うような朝鮮式の古代山城であるのか、あるいは神域論者が考えていたような霊域の磐境なのかといった、なが年にわたる疑問を解決する上の明快にして適確な決め手をみつけると同時に、この種の古代山城がもつ構造や門郭の構築法を解明し、さらに築城の時期に関する新たな見解を提示した。

筆者は両年度の調査に参加するとともに、佐賀県所在の帯隈　城とおつぼ山の両神籠石遺跡を踏査し、今日までに発掘されている。神籠石とよばれた三つの古代山城を比較して考える機会を得た。したがってここでは、石城山　を中心と

して、上記の三神籠石遺跡が朝鮮式の古代山城であると言える決め手となった根拠を録し、併せて、それから生じた築城の年代観について述べてみたい。

2 問題の焦点と解明への方法

およそ正史的事象の本質を究明するためには、事象そのものから実証的に解き明かす方法と、事象をめぐる直接間接の外的条件を吟味し、それらから導いて推論するという方法や、上記の両方法を併用するのが普通である。神籠石遺跡の場合、この三つの方法はすべて駆使され、真摯な論議が繰り返されてきた結果、亜域説と山城説とに集約され、具体的には、列石をめぐってこれが築堤なのか防禦施設の遺構なのかといった一点に絞られていた。ことに石城山の場合、明治年間すでに数百メートルにわたって発掘調査が行なわれ、それでもなお真の決め手が見つからぬという、まことに厄介な存在とみられていたのである。

結果から言うと、神籠石という名が相いし、数十年にわたって論争が絶えなかった根源はただ一つ、人彫琢された美麗な列石」にあったのであって、この人美

しい切石Vに幻惑され、長大な石列がはじから露出していたもののみ思い込んでいたところに、解明への方向を見失う最大の盲点があったのである。

筆者らは、現地の調査に携わるに当たって既往の知見から生まれた先入観を一切排除し、事象そのものが示す考古学上の証跡から列石の謎を解くことに努力した。これに併行して列石内域の組織的地表探査を行い、山麓地帯の遺跡の探査を計画するなど、土地や地域に結びついた往時の証跡を網羅して遺跡の本質に迫る考古地理的方法の併用をも意図したのであった。

かくして堆積の理法から観察し、列石がもともと土中に埋没するように構築された構造物であることを発見し、列石を本来のあるべき位置に据えることによって、地表から姿を没すると同時に数十年来の論争に終止符が打たれ、聖域説と言った観念のブエールもまた消え去ったのである。

単に神域説が論拠を失ったばかりではない。従来の山城説のうちでも、列石を本柵の根留石と考えていた見解が全く想像の所産であったことを露呈した。さら

にまた、列石の前面に木柵を想定し、列石を土塁の土台石と考えていた見方も間違いであることが明らかになったのである。

3　神籠石は古代山城の跡である。

神籠石とよび慣わされてきた古代の遺跡が、朝鮮式古代山城の廃墟であるという物的証拠として次の三つを挙げることができる。すなわちその一つは、列石が本来土塁の基礎施設であって、その前面の杭とともに築城当時には土塁の下底部に埋置され、全く地表に露出していなかったという事実である。やつは、規模や構造から言って明らかに対人的な防御機能をもち、版築工法によって築成された土塁や石塁と空濠が確実に遺存しているという事実。そしてやつは、地形の利用法や、平面形態が古代朝鮮の山城と同一の系統に属していることである。

やつの特質は、すでに幾度か先学が論じたところなのでここで今更説明するまでもない。また第二の特質のうち、土塁については早くから想定した学者もあったが、版築工法による土塁の存在を指摘し、かつ空濠を検出したの

は石城山城の今回の調査をもって嚆矢とする。

4. 石城山式古代山城の年代観

神籠石とよばれた遺跡が古代の山城であることを立証し得た今日では、わが国に遺存する朝鮮式の古代山城に、古文献にない一群の山城と書紀や続紀に明記してある古代の山城とがあることを認めてよいことになった。このため、これを論議の対象とする場合表現上の混乱が生ずるようになったので、それぞれ代表的な古城の名称を冠し、便宜上前者を仮りに石城山式古代山城、後者を大野式古代山城と呼ぶことにした。従来一般に、神籠石は文献所載の古代山城よりも年代的に古いものと考えられていた。ところが筆者らは、石城山城の発掘調査と帝隍山城やおっぽ山城の踏査を行ない、神籠石に関する従来の年代観を修正するに足る新たな知見を得ることができたので、取り敢えず調査上の事実と、それから生ずる年代観について卑見を述べ、問題を提起しておくことにした。

土壙の版築の中から祭祀土壙を検出 昭和三十九年の調査の際筆者らは、石城山城のヤ一地点とヤ四地点で、確実に版築でできた土壙の中から石城神社の境内にある土師器の包含層や、周溝の内域の遺物散布地で採集されるものと同種の祭祀土器を検出し、土壙の築成が石城神社の創建のころか、それよりも新しい時代のものとみなければならぬという、考古学上の厳然たる事実に遭遇したのである。

初年度にもヤエトレンチとヤIVトレンチの土壙の中から祭祀土器を検出したが、そのころはまだ、予想していた土壙の年代よりもずっと新しい時期の祭器だと思っていたので、ちょっと不思議とは思ったが、後世の混入だろうぐらいにしか意に介していなかった。二年度ははじめから、土壙の築造年代を捉えることを目的の一つに挙げていたこともあって、微細な破片をも見逃さないように留意して調べたところ、上記の両地点の版築の内部に、初年度と同じ土師器の祭祀土器が、築成の工事中に土砂に混って掘き込まれた状態で出土していることを発見した。土器が新しい時代のものだけに、より一層慎重に堆積状態を吟味した結果、土器が予想より新しい

としても築成時にしか入り得ないことがわかって、土器の構築が祭祀土器の示す年代より遡らないことが明らかになったのである。

そこで昨年祭祀土器を検出した地点を再検討したところ、やはり処女的な状態の敲築の中から出土したとみなければ説明のつかない箇所から出たことがわかったので、これらも土塁の築成時に土砂に混じって掘り込まれた公算が多いことを知ったのである。

検出した土器はすべて茶色で、水ごしした緻密な胎土を用いてはいるが、焼成や整形がともに不良な、吸水性の強い脆質の土器である。器形は皿や盃と、高台付の坏があり、底面に糸切文をもつものもあるので容易に一般の土師器と識別することができる。

本地方でこの種の祭祀土器を出土する遺跡は、筆者が関知しているものでも十数箇所を下らず、再急にさかせばかなりの数にのぼるものと考えられるが、全くと言ってよいほど研究が進んでいない。ここ十数年間に筆者の手もとにおのずから集ま

った、古代のものと目されるこの種の土器を総括して帰納すると、だいたい次のような一般的な特徴を見出すことができるようである。

(1) 土器はいずれも日常の容器としては役立たない稚拙で粗雑な類であって、それ自身の器形と焼成や、共伴する遺物の種類などからおおまかにW工期とW皿期に分けられそうである。

ここで仮りにW工期として類別しうるものには、須恵器出現以前に当たる恵毛町の天王遺跡E地区の時期から、古式の須恵器が共伴する光市市延遺跡の時期までのもので、整形時の荒削りと小形の盌に特色がある。またW皿期と呼ぶ類は、小形の皿や高台付の坏に特色がみられ、この石城山や光市の月待山遺跡の祭祀土器が含まれる。

これらの正確な実年代は今のところわからないが、諸種の条件を総合して極くおおまかな推定年代を考えるとすると、前者は四、五世紀ごろから七世紀ごろ、

後者は7世紀ごろから10世紀まで及ぶ可成り時代の降ることが予想でき、いくら遡っても七世紀の前半以前のものとは考えにくい土器である。

筆者らが昭和三十九年の一二月に、水城や帯隈山とおつぼ山の土塁の中から検出した祭祀土器はこのV1期に属するものであった。なお、帯隈山とおつぼ山では、確実に土塁の版築の中から直接検出したので、土塁の年代を考える上の資料になるが、水城の場合は、土塁を掘り取って地下げした畑からみつかった水磨を受けている小破片なので、水城の年代を考える資料としては重要な意味をもたない。

(2) 祭祀土器を出土する遺跡の立地は三つの場所に区分することができる。その一つは高処性祭祀遺跡ともいうべきもので、V1期やV2期を問わず、山頂や山頂あるいは山稜など日常の居住に不向きで、平地や海を見おろす高い場所に立地し、これらは祭祀土器だけを出す場合が多く、高所の神社の立地条件に似

た場所に多いところに特色があって、さきにもあげた石城山や月待山遺跡がこれに当る。

第二の立地は、砂浜性祭祀遺跡あるいは師桑式祭祀遺跡とも言えるもので、これらはいずれも師桑式遺跡に伴って砂丘に立地し、その後小海侵を蒙って撹乱された状態で堆積している。山口市の美濃ケ浜遺跡や宇部市の枝庫ケ浜遺跡がその好例で現在みつかっているものは祭祀土器の第一期のものに限られている。

第三の立地は、一般の土師器や須恵器を出土する山麓地帯の村落遺跡に含まれているもので、祭祀土器の第Ⅰ期の段階のものが多い。

石城山その他の神籠石とばれる古代山城を、このような本地方の祭祀土器や遺跡の立地の特色からおおまかながら位置ずけると、土器は第Ⅱ期に、立地は第Ⅰの高地性祭祀遺跡に属していることを指摘することができる。

石城山式古代山城の年代観石城山式古代山城、すなわち神籠石とよばれた

古代の遺跡は一体何時ごろ構築されたのであろうか。日本書紀の天智紀に見える水城や長門、大野などの古代山城と、どのような年代関係にあったのであろうかといった問題もわれわれの重要な課題の一つである。

神籠石が、神域とも山城とも決らなかった時代にあっても、古文献所収の古代山城が築かれた天智朝より古いという意見については異論がなかったようである。神域論者は石城神社創建の社伝によって暗に敏達天皇の三（五七四）年と考えており、一方、山城説を支持する学者には、白鳥庫吉博士のように仁徳朝（五世紀初頃）と考えたり、任那の日本府が滅んで半島から撤退した西紀五六二年ごろとみる人もあるが、四、五世紀のころ西辺防備のために築城されたものとみなし、文献所載の古代山城よりおよそ二百数十年から百年ばかり古い山城と考えられていた。

その論拠は古文献に載っていないということと、列石があるかどうかと言ったぐあいなところであったらしい。つまり、文献に載らないぐらい古いものと

いう考えと、文献にある水城や大野城にみられない列石という特殊な遺構があることから古く位置づけていたようで、拠るべき確かな物的証拠は何一つなかったのである。

ところが筆者は、発掘された三つの神籠石遺跡にみる考古学上の新知見を鍵として、最近調査に関与した見島古墳群の所見や、古代山城の分布からみた古代戦略地理の見地などから、従来の通説とは全く並な年代観に到達した。すなわち、神籠石と呼ばれた石城山式古代山城の築城年代は、文献所載の古代の山城より遡らず、いくら古くみても同時期かむしろそれらよりも降る公算が大きくなったのである。次にその要点を摘記し、若干の説明を加えておくことにしよう。

(1) 石城山・帯隈山およびおつぼ山の各山城を繞らす土塁の版築の中から検出した祭祀土器は八世紀以後に多く、いくら遡っても七世紀の前半を上らない時期の祭器なので、これら三山城の築成年代は上記の土器に照応する時代でなければ

ばならない。また石城山城の土塁の土器は、囲郭の内部に鎮座する石城神社の祭祀土器包含層のものと全く同じ土器であるところから推して、土塁の築成が神社の創建以後であったことになる。

(2) 本州の西端地方では、見島古墳群から出土した古銭が立証することく、横穴式石室やその変形の石室を内部主体とする群集墳の築造年代が、八、九世紀から十世紀の初頭にまで降ることが明らかになった。しかもその被葬者が、対馬的な国土防衛の防人とみるべき公算があるところから推して、奈良から平安時代の初期にわたるころ軍備を伴う対馬的緊張関係が存在したことを暗示している。そしてまた、かかる重要な国防に関する事項ですら正史から漏脱したことが考えられるので、石城山式古代山城が記載漏れになったのではないかという見解も一層是認しやすくなる。

なお、見島では、古墳群と同一時代と考えられる同島寺山の集落遺跡から姫り出された、見島中学校保管の土師器の中に混じって祭祀土器が存在し、これ

もまた、石城山式古代山城の築成年代が降ることを傍証する資料になる。

(3) 古代の山城や見島式群集墳の分布からみた対鮮的古代戦略地理もまた、石城山式古代山城の築年代を窺知する上の手掛りになる。見島の占める地理的位置は、隠岐島とともに、南鮮を対象とする国土防衛の前線基地にふさわしい位置に当たり、九州の海岸や島嶼に分布するこれと同じ性質の古墳群も西辺防備に関係のある地理的位置を占めており、記録に漏れた正史的事象や、防衛施設があったことを察知する間接的な資料になるであろう。

一方、古代の里、城遺跡の分布には、南鮮に対して、大宰府と畿内の都城との二防衛核心を結ぶ二線と二圏の防衛線の存在を推考できそうである。すなわち古文献所載の山城は、太宰府と南鮮を結ぶ直線上に大宰府近辺の水域・大野・基肄や鞠智の各城塁をはじめ、怡土城や金田城などが最短距離の直線コースに当る要衝を扼し、また畿内の帝都を護る防衛線には、長門城や屋嶋城と高安城が点在している。

また古文献に載っていない石城山式古代山城は、太宰府をめぐる外二線を構成していた感がある。例えば、女山、帯隈山・おつぼ山、高良山・鹿毛馬・酒山などがそれで、直線コースからはずれ、大宰府を取りまく背面や側面の防衛線を形成しているように見受けられる。瀬戸内海防衛線上の石城山や城山は、書紀所載の二城間の空間の空白部を補填する場所を選んで築城されていると見ることができそうである。なお、日本海岸ではまだ古代の城塞がみつかっていないが、先述した見島の要害山や隠岐高がこれに当るらしく、本土の日本海岸からは今後発見される可能性がある。

また山城の規模をみると、古文献にみえる古代山城は概して規模が大きく長大なのに対し、記載漏れの外二線的な石城山式古代山城はやや規模が小さいことに気づくのである。石材の加工や使用の観点から考えると、石材の加工法が伝わって間のない六世紀では、高度に加工した多量の石材を比較的短期間に調達することは困難で、このような技術面からみても石城山式古代山城のほか、

代の降る可能性があるとみてよいのではあるまいか。

このように古代の対鮮防衛拠点の地理的分布を解析し、それに規模や築城の技術面をも含めて考えると、百済の滅亡にともなって起こった天智朝の西辺防備時には、任那の日本府撤退時以上に重大な危機感を与えたことを暗示しているといえる。このことはまた、わが国での朝鮮式古代山城の築城が天智朝に始まったと考える間接的な一つの論拠になるのである。

さらにまた第一線的な重点拠点に最初に築城されるのが戦略上の常道なので、天智朝に築城された規模の大きい水城や大野式古代山城がまず初めに築かれ、しかる後に、これらの防衛線を補強したり、第二線の防備を拡充するため築城されたのが記載漏れの石城山式古代山城であったとみる推論もまた許されてよいのではないだろうか。

5. むすび

以上において、筆者らが分担した神籬石の土塁の調査を通して明らかにした要点を述べ、構造上の疑問を解くとともに、祭祀土器を含む版築の吟味と、土器や遺跡の立地の検討や、古代戦略地理の部面から神籬石の築成年代に関する新たな見解を提示した。今回の調査では、考古学的方法によって遺構そのものから多くの事実を発見し、永年にわたる論争に終止符を打つことができたけれども、なお残った調査もあるので、これらの調査が終わるまで保留しなければならぬ問題もある。可能な調査を継続し、考察を精緻にすることによって、残された課題の解決に微力を尽さねばならぬと考えている。

（小野忠熙）

九、総　括

昨二次調査の概要は、上記の各報告に述べられたとおりであり、昨年の昨一次調査とともに多くの貴重な成果が得られたのであるが、いま二次にわたる調査結果の概要を摘録すると次のとおりである。

イ、石城山の地形と神籠石の立地

周南丘陵地域の南部に位置する石城山は、花崗岩を基調とする標高三五九七メートルの山丘で、山頂付近には、通称高日ヶ岳（三五九、七メートル）、鶴ヶ岳（三五七、六メートル）、大峰（三五六、二メートル）、月ヶ岳（三五〇、五メートル）呼ばれる五つの峯が群立し、それぞれの間には急峻な谷間が形成されている。全山針葉樹と広葉樹、竹林等の混合林で蔽われており、開析谷は拓かれて階段畑や水田が営まれている。

現在地上に遺存する遺溝は延々と連なる土塁（列石）をはじめ、各水門付近の石垣壁と水門、及び空濠や出入口等である。

山頂をとりまく土塁の総延長は約二五〇〇メートルで、ほぼ楕円形をなし、その長軸は約八〇〇メートル、短軸は約三三〇メートルである。列石の高度は西方がやや高く、最高約三四〇メートルの地点に位置しているが、大部分は三一〇メートル内外の高さに連なっている。

2. 北谷間の石垣壁と水門

石城山北方の谷間はかなり大きいが、この部分に東側と西側にほぼ直角をなして二つの石垣壁が連なっている。東側は長さ約二一メートル、最高部約四メートルで、その中央下底部に水門が設けられている。この水門は全長一六メートル、高さ約八〇センチ、幅約五〇センチで、底に平石を敷き、西側壁には大小二個の石を積み、天井は巨石を構架していた。水の取入口は、最奥部天井石の側に比較的小形の石数個を填め、小礫でその間隙を塞いである。なお、入口の部分には長手の石を縦に用い、上部に大石を載せている。

西側の石垣壁もその規模は東側とほぼ同様であるが、排水施設は設けられてい

なかった。

3. 東谷間の石垣壁と水門

比較的せまい谷の奥に設けられており、全長約八〇メートル、高さ約五メートルで、水門は下方の岩盤上に設けられているが、石垣は下部に比較的大きな石を用い、上方は扁平な切石を横積みにしている。これを作るためには背後の谷をかなり加工し、また、岩盤をL字状に削り整えて傾斜をもたせている。

水路の全長は約一〇メートル、幅約五〇センチ、高さ約六〇―九〇センチで、最奥部には菱形の石を水路にはめこみ、両側にやや間隙をもたせて、その空間には礫を填めていた。なお、水路の天井には切石を置き、その上部には礫が充填されていた。

4. 南谷間の石垣壁と水門

いま展望台の建てられている東方の谷間にほぼ東西方向に設けられており、全長約一二メートル、高さは約三、五メートルである。排水口は中央よりやや東方に

位置しており、水路は上向傾斜をもって約一一メートルあるが、底は自然の岩盤を利用し、西側ならびに上方は加工石で構築されていた。

水門の幅は約八〇センチあるが、この排水口の前面にはさらに約三、五メートルくらいまで加工石で水路と見られる施設が発見されている。

なお、土塁の列石はこの部分では水門の石垣に直接続かず、その上方に設けられていることも判明した。

5、西谷間の石垣壁と水門

西北に拓いた谷間に構築されており、総高約八、五メートルで三段の石積みからなっている。その規模は、上段は長さ三二メートル、高さ一、六メートル、中段は長さ三二、五メートル、高さ三、二メートル、下段は長さ二九メートル、高さ三、七メートルであった。

石垣の築造に当たっては、各段とも両翼の部分に小形の石を用い、中央部には一メートル前後の比較的大形のものが、いずれも小口を表にして積み上げられていた。

また、中段と下段の上には、それぞれ幅約三メートル前後の平坦面が設けられている。排水口と推測されるものは、下段のほぼ中央部に幅五〇センチ、高さ八〇センチの口があいているが、内部はすでに崩壊して明らかでなかった。

なお、土塁と列石との連関も空白部分があるため、現状では不分明である。

6、茅一門跡（沓石地区）

北水門と東水門との間に従来沓石と呼ばれていた大石が、列石の内側に存在していたが、この部分は列石が約四メートルの間隔で切れており、その切れ目に置かれた礎石は、内部にそれぞれL字状に設けられている。

この部分は北方の広い谷間に面しているが、この大石は二個あり、実は門柱礎で、その上方のものは移動されているが、下方に存するものは現位置と認められた。なお、根石の検出から柱間一間、間隔約七メートルの門が存在したことが明らかにされている。

また、列石の前面約四メートルの位置に、東西約一五メートルの石積みが発見

ているが、この石積みは中央付近では五段あり、両端に行くに従い段数が少なくなり、端は各一段となっている。

ク、茅ノ門跡（東南地区）

本遺跡の東南部にあたるため、かりに東南地区という名称をつけて発掘を開始したが、調査の結果この部分は土塁が切れており、出入口に当てられていたことが明らかとなった。

すなわち、東方に開いた谷間に位置するこの部分では、北から南下する土塁列石の端に、袖石として一大岩石を自然岩盤の上に据え、南方から北上する土塁列石の端には、大石を三段に積み重ねて袖石としていた。この両袖石の間隔は一二、三メートルで、付部では土塁の痕跡が検出されている。従って、この部分が出入口の一つであることは明らかであるが、門の存在はまだ確認されていない。しかし、沓石地区の例と考えあわせ、茅ノ門跡と仮称しておく。

8. その他

土塁線に近い平坦地を選んで、南水門、東方地区、神護寺跡、石城神社殿の南方小寺地区と呼ばれる所、東坊跡、鯨ヶ岳南方部等を調査したが、いずれも神籠石につながるような顕著な遺構は検出されなかった。しかし、一部には西水門と南水門との間に三か所、東水門と北二門跡、東水門と北水門跡にそれぞれ一か所、いずれも望楼跡ではなかろうかと推測される箇所が見出されているが、なお慎重な検討が必要である。

9 土塁と列石

列石を内蔵する土塁は、その高さ約八メートル前後と考えられ、随所で断面を発掘調査した。その結果、細部は必ずしも一様ではないが、原則的には斜面を削って基礎固めをした上に列石をおき、その前後に土を搗き締めつつ、いわゆる版築工法で盛り上げ、外部を整えていることが明らかとなった。

列石の傾斜は六〇度～九〇度で、土塁の傾斜とほぼ同じであるが、この列石

の前面に当たって、やはり同じ傾斜をもつ柱穴が検出されている。これは直接土留めの用をなすものか、或いは版築を行なうための施設の一つであったかと考えるべきであろう。

また、列石は一般に面取石を用い、その上縁は、一直線になるように配列されている。なお、ごく少数ではあるが、上縁に特殊な加工を施した石も若干混在していた。

10 岩石の種類

列石を構成する岩石には、花崗閃緑岩、細粒花崗斑岩、および石英斑岩の三種類がみとめられたが、北水門付近には花崗閃緑岩が多く、東水門に向かって急速にその割合が少なくなり、東水門付近には石英斑岩が多くなる。こうしたことはその付近を構成している地質と関係があり、従って、遠くから運搬されたものではなくて、最も得やすい場所に存したものが利用されたと考えられる。

石垣壁においても北水門では花崗閃緑岩が最も多く、細粒花崗斑岩がこれにつ

いでいる。また、東水門では、石英斑岩と細粒花崗斑岩が多く、南水門および西水門では細粒花崗斑岩がその大部分を占めている。

おわりに

今回の調査は、はじめにしるしたように、列石の走向線を明らかにするとともに、その構造や建築的な遺構の有無、さらに、各水門所在位所の究明等を主眼とし、従来なお、その性格を考える上に決定的な資料をもたなかった神籠石に対する学術調査であったが、短期間ながら各調査員の熱心な努力と、地元関係者の方々の絶大な協力により、上述のような数々の貴重な成果をあげることができた。

かくて長らく神籠石の名で呼ばれて来たこの種の遺跡が、古代山城の跡であることは疑いないところとなった。そして防衛的施設において、少なくとも石城山においては、列石をあたかも土留石の如く底部前面近くに埋置した土塁をめぐらしていたことを明確に実証し得たのである。このことは本調査の大きな収穫の一つであったが、今後の課題は、各遺構の細かい分析を行なうとともに、前項いで

も提起されているように、年代観をさらに慎重に検討し　神籬石各遺跡の編年的序列を確立することである。

さらに神籬石と呼ばれる遺跡を通じて、その分布についての歴史的要因や、社会的背景、および築造の技術、対外関係の究明等に努力を払うとともに、我々の祖先が残したこのまれに見る雄大な遺跡を永く保存顕彰することが肝要である。

村　才二次調査参加者名（順不同）

文化財保護委員会（発掘施行責任者）　斉藤　忠

同　三宅敏之

同　木下　忠

同　田村晃一

東京国立博物館　三木文雄

同　亀井正道

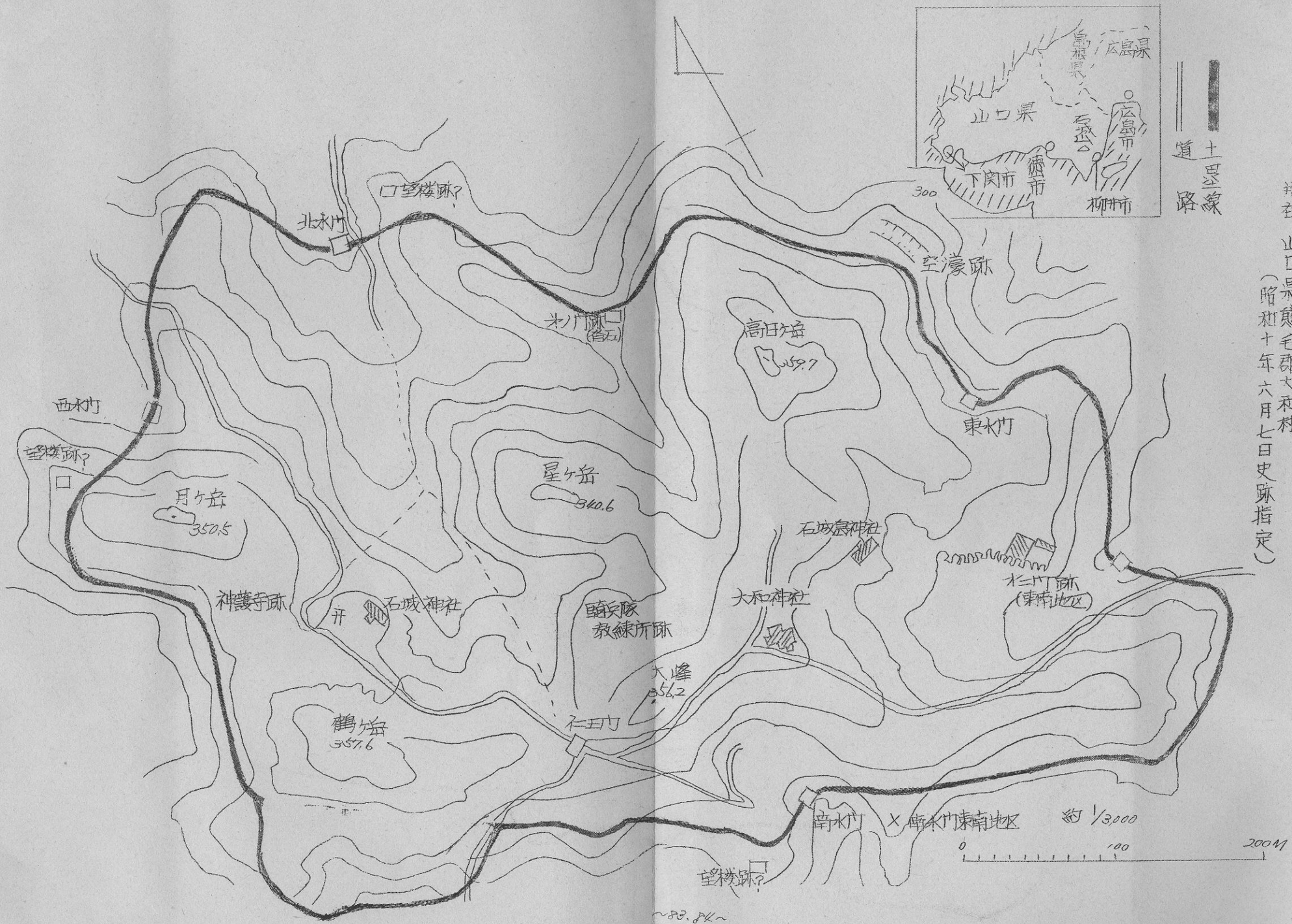
同	村井嵓雄
広島大学	松崎寿和
同	潮見浩
山口大学	小野忠熙
同	岡村義彦
同	藤田等
山口県立博物館	在伯敬紀
盤田市郷土博物館	平野和男
大和村教育委員会	岡村俊介

なお、他に東京大学、広島大学、山口大学の学生の協力を得た。

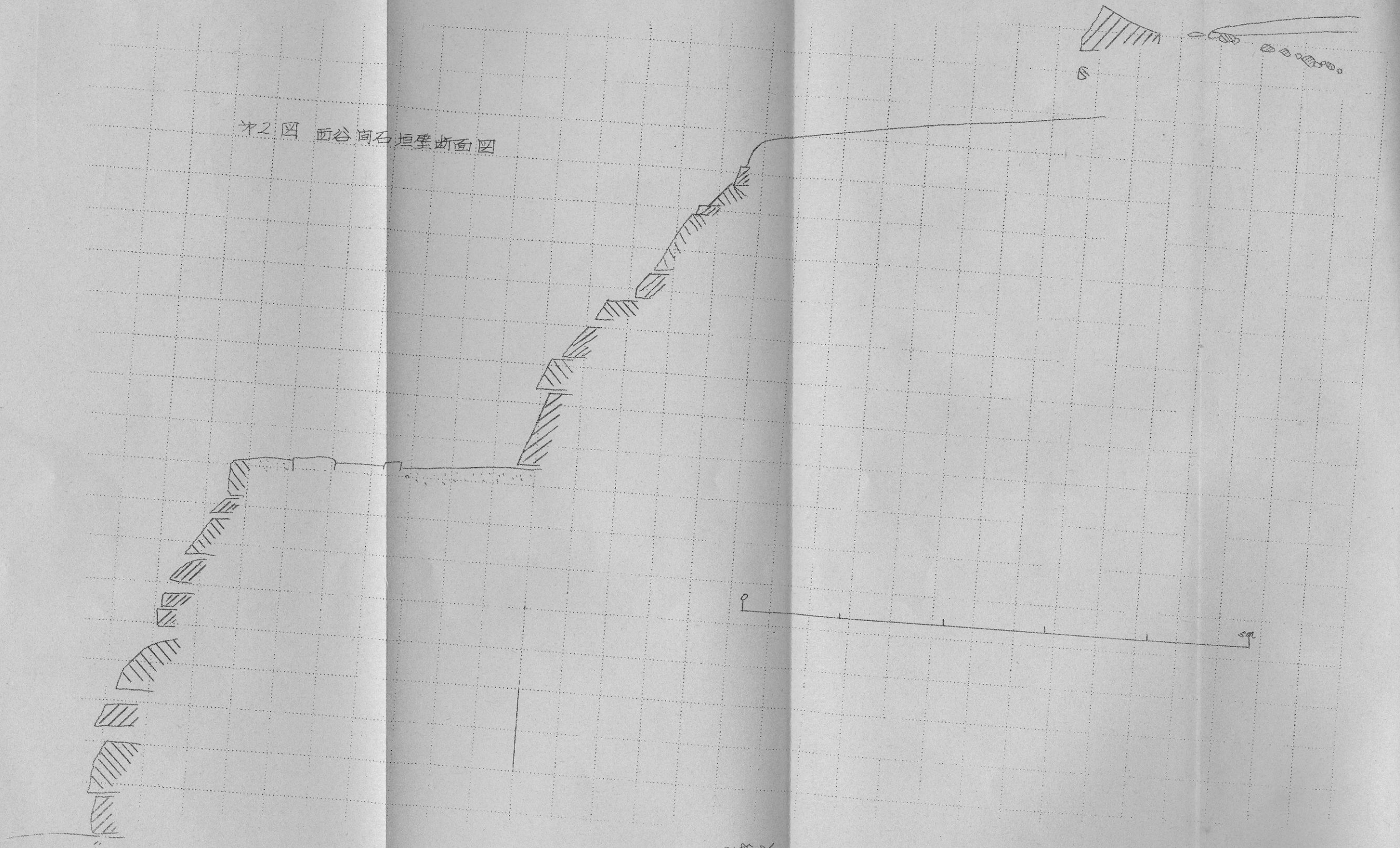
文化財保護委員会（資金前渡官吏）　長沢朝夫

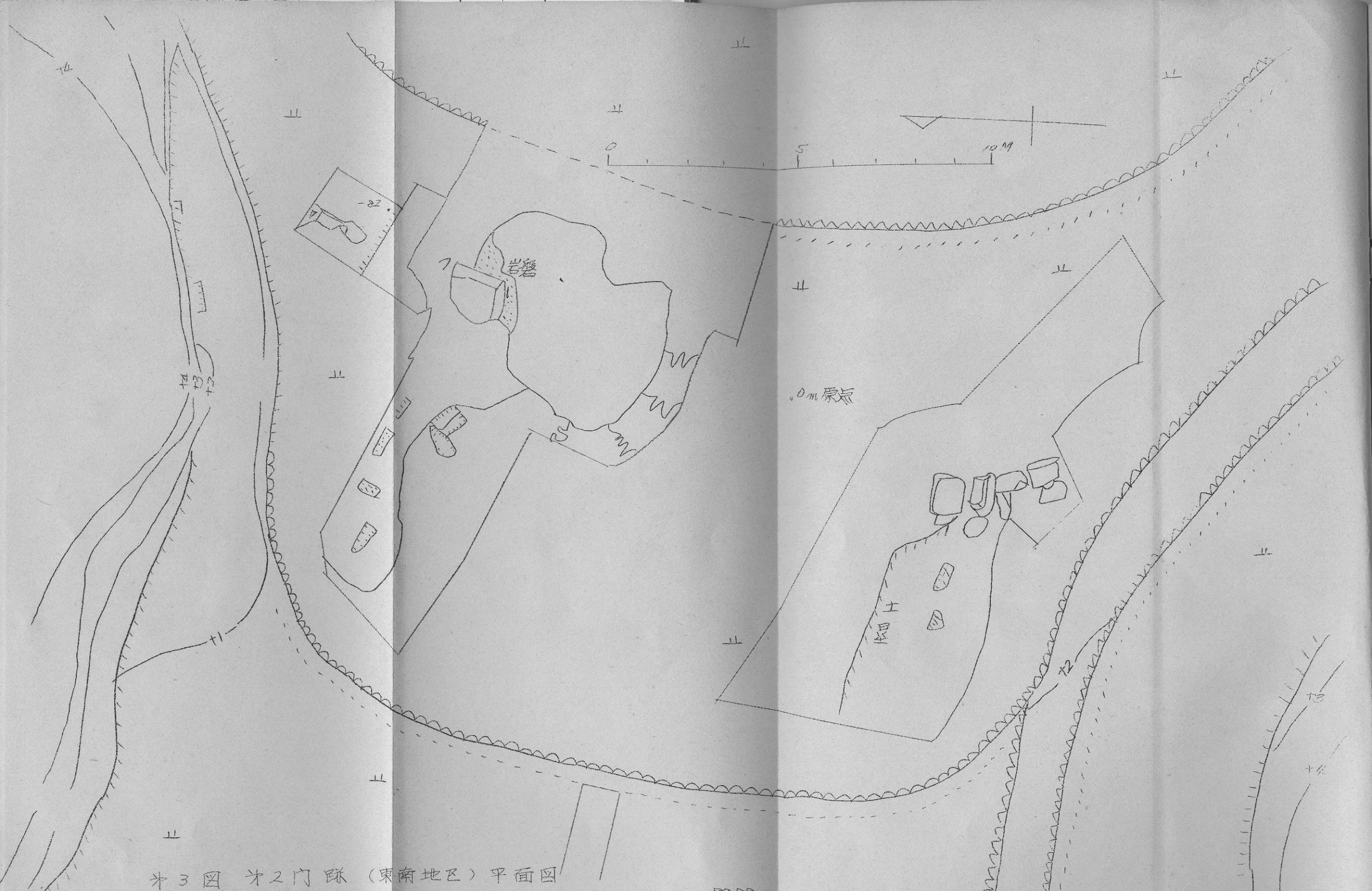
才一四 石城山神籠石略図

所在 山口県熊毛郡大和村
（昭和十年六月七日史跡指定）



第2図　西谷洞石垣壁断面図





第3図　第2門跡（東南地区）平面図

土留構築模式図

A

B

杭

列石

基礎版築

C

心部版築

D

仕上版築

E

F